

宝塚市告示第 1 6 5 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 3 4 号）第 5 条第 3 項（同令第 6 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、発注の見通しに関する事項を、同令第 7 条第 5 項の規定に基づき、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を閲覧に供する方法を次のとおり定める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 3 0 日

宝塚市長 森 臨太郎

1 発注の見通しに関する事項

- （1） 契約課及び市民資料閲覧コーナーに閲覧所を設ける。
- （2） インターネットを利用し、本市ホームページで閲覧に供する。

2 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項

- （1） 契約課及び市民資料閲覧コーナーに閲覧所を設ける。
- （2） インターネットを利用し、本市ホームページ（外部リンク設定先の兵庫県電子入札共同運営システム e-ひょうごを含む。）で閲覧に供する。